

# 令和2年第1回定例会議事日程（第1号）

令和2年3月2日（月）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第4号 吉富町収入印紙等購買基金条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 吉富町表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第9号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第10号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第10 議案第11号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第12号 令和元年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第13号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第14号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第15号 令和2年度吉富町一般会計予算について
- 日程第15 議案第16号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第16 議案第17号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第18号 令和2年度吉富町奨学金特別会計予算について
- 日程第18 議案第19号 令和2年度吉富町水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第20号 令和2年度吉富町下水道事業会計予算について

## 会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	3月2日	月	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由説明
第2日	3日	火	考案日		
第3日	4日	水	考案日		
第4日	5日	木	考案日		
第5日	6日	金	本会議	午前10時	質疑、討論、採決 又は委員会付託
第6日	7日	土	休会		
第7日	8日	日	休会		
第8日	9日	月	考案日		
第9日	10日	火	委員会	午前10時	福祉産業建設委員会
第10日	11日	水	委員会	午前10時	総務文教委員会
第11日	12日	木	考案日		
第12日	13日	金	委員会	午前10時	予算決算委員会
第13日	14日	土	休会		
第14日	15日	日	休会		
第15日	16日	月	考案日		
第16日	17日	火	本会議	午前10時	一般質問
第17日	18日	水	考案日		

第 18 日	19日	木	本会議	午前10時	委員長報告 質疑、討論、採決 閉会
--------	-----	---	-----	-------	-------------------------

令和2年第1回吉富町議会定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和2年3月2日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	3月2日 10時00分	
応 招 議 員	1番 角畑 正数	6番 太田 文則
	2番 向野 倍吉	7番 梅津 義信
	3番 中家 章智	8番 岸本加代子
	4番 矢岡 匡	9番 横川 清一
	5番 山本 定生	10番 是石 利彦
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 花畑 明	会計管理者 奥家 照彦
	教 育 長 皆尺寺敏紀	住 民 課 長 永野 公敏
	総 務 課 長 守口 英伸	健康福祉課長 石丸 貴之
	企画財政課長 奥田 健一	産業建設課長 赤尾 慎一
	税 務 課 長 小原 弘光	上下水道課長 和才 薫
	教 務 課 長 瀬口 直美	税 務 課 主 幹 泉 智恵美
	企画財政課主幹 別府 真二	あいあいセンター所長 工藤多津子
	保 育 園 長 岩井 保子	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志
	書 記 竹内 一代

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 改めましておはようございます。開会前ではございますが、新型コロナウイルスの感染予防につきまして、皆様方に御案内がございます。

国等からの発表では、感染の流行を早期に収束させるため、クラスター、いわゆる感染集団が次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があるとされております。今後の国内での健康被害を最小限に抑えるために、極めて重要な時期とされております。

このようなことから、本町議会では、傍聴される方のマスクの着用を積極的に推進するとともに、入場前のアルコール消毒液での手洗いの励行のお願い文を、本日、傍聴席の入り口に張らせていただいております。

また、議員並びに執行部の皆様におかれましても、3月議会定例会におけるマスクの着用を許可、積極的な着用をお願いしたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。ただいまから、令和2年第1回吉富町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元の配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、向野議員の2名を指名いたします。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表案のとおり、本日から3月19日までの18日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日の18日間と決定いたしました。

これから議事に入ります。

なお、本日は、町長からの提案理由の説明、一般会計予算については、執行部からの予算案の主立ったところの説明だけにとどめます。

日程第3. 議案第4号 吉富町収入印紙等購買基金条例の制定について

日程第4. 議案第5号 吉富町表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6. 議案第7号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7. 議案第8号 吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8. 議案第9号 吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9. 議案第10号 令和元年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

日程第10. 議案第11号 令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第11. 議案第12号 令和元年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）について

日程第12. 議案第13号 令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第13. 議案第14号 令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第14. 議案第15号 令和2年度吉富町一般会計予算について

日程第15. 議案第16号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計予算について

日程第16. 議案第17号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第17. 議案第18号 令和2年度吉富町奨学金特別会計予算について

日程第18. 議案第19号 令和2年度吉富町水道事業会計予算について

日程第19. 議案第20号 令和2年度吉富町下水道事業会計予算について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第4号から日程第19、議案第20号までの17案件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。本日、令和2年第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの定例会には、条例案件を初め令和元年度補正予算案件、令和2年度当初予算案件など、重要な案件を御提案をいたしております。

○議長（是石 利彦君） 町長、おかけください、どうぞ。

○町長（花畑 明君） では、着座にて御説明させていただきます。

提案理由の説明を申し上げます前に、令和2年度の予算編成に関する考え方を少し申し述べさせていただきます。

国内の経済情勢につきましては、先月公表されました令和元年10月から12月期の実質GDP速報によりますと、台風被害や消費税率の引き上げが影響して、個人消費が大幅に減少し、マイナス成長となっておりますが、雇用環境は高水準を維持しており、消費税率の引き上げの影響が一巡するにつれ、景気回復の基調は続くものと見込まれております。

しかしながら、御承知のとおり、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大という緊急事態が生じたことで、国内外の経済に悪影響を与えることが懸念されており、先行きが不透明な状況となっております。

こうした中ではございますが、令和2年度の地方財政計画につきましては、対前年度比で1.3%の増となり、地方税、地方交付税の総額はともに増加が見込まれ、地方の一般財源総額は前年以上の額が確保されました。

加えて、臨時財政対策債は、昨年大幅減となっておりますが、引き続き削減をされていることから、厳しい財政状況の中でも地方の安定的な財政運営のため、配慮がなされた計画と評価をしているところでございます。

また、町といたしましては、地方の一般財源総額が確保される見込みとなったことを踏まえまして、昨年策定をいたしました第4次総合計画後期計画に掲げる重点プロジェクトに基づき、令和2年度も各種施策を積極的に実施することができると考えているところでございます。

昨年よりの新体制となってからは、さまざまな事業を積極的に展開をさせていただきました。特に定住自立圏形成協定を締結いたしましたので、コミュニティバス豊前・中津線などの利用が可能となり、生活環境の充実を図ることができます。

令和2年度では、住環境の整備や子育て支援、防災など、多方面において事業を展開してまいります。

具体的には、ハード事業として、幸子団地の住戸改善、吉富町立保育園の空調と保育室の改修、防災行政無線のデジタル化事業の予算を計上いたしております。

ソフト事業といたしましては、パスポートが吉富町で発行できるようになる旅券発給事業、小学校の校務支援システムの導入事業、運転免許証を返納された高齢者へのバスやタクシー利用料の一部補助など、幅広い分野を網羅いたしております。

人が元気になれば町も元気になる、まちづくりもみんなで楽しく進めていけるんだ、そういう考えのもと、これからも積極的な事業展開を行ってまいりたいと思っております。

以上、編成方針に当たっての考え方の一端を申し述べまして、提案理由について御説明をさせていただきます。

今期定例会には、条例案件6件、予算案件11件の計17案件を御提案し、御審議をお願いしているものでございます。

議案第4号は、吉富町収入印紙等購買基金条例の制定についてであります。福岡県からパスポート発給事務の権限移譲を受けるに当たり、収入印紙及び福岡県領収書紙の購入及び売りさばきを行うための基金を設置したいので、本条例を新たに制定するものでございます。

議案第5号は、吉富町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。町職員の表彰を本条例に基づく功労表彰から除外をし、永年勤続表彰など別に規定を制定し、それに基づき表彰したいので、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓について、正規職員の宣誓の方法によらず別段の定めをしたいので、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号は、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。福岡県庁に実務研修生として職員を派遣するに当たり、赴任旅費を支給し、また、九州新幹線の整備に伴い、片道150キロメートル以上の出張について新幹線料金を支給したいので、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号は、吉富町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。吉富町老人福祉センターを管理する所管を教育委員会から福祉保険課に変更したいので、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、吉富町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。民法の一部が改正され、連帯保証人等の規定を定める必要が生じ、また、入居者の要件に大規模災害の被災者、犯罪被害者等を加えるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、令和元年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ2,704万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を35億2,240万7,000円とするものでございます。

収入の主なものは、8款1項地方交付税で1億1,249万5,000円の増額、中山間国庫支出金2項国庫補助金で、教育費補助金949万1,000円の増額、農業費補助金1,286万5,000円の増額、17款繰入金1項基金繰入金で財政調整基金繰入金9,231万8,000円の減額、19款諸収入3項雑入で、消費税増税に伴うプレミアム付き商品券販売代金2,689万2,000円の減額などでございます。

歳出の主なものは、2款総務費1項総務管理費で、副町長人件費1,145万2,000円の減額、6款農林水産業費1項農業費で、ため池耐震診断業務委託料2,000万円の増額、8款土木費4項都市計画費で、公共下水道事業費基金積立金1億3,974万3,000円の増額、10款教育費2項小学校費で、校内LAN整備工事費2,300万円の増額などでございます。

また、補正予算書第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4関係で地方



債の補正をいたしております。

議案第11号は、令和元年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ1,619万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億919万円とするものでございます。

歳入の主なものは、4款県支出金1項県負担金補助金で、保険給付費等交付金1,690万3,000円の減額でございます。

歳出の主なものは、3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分で1,505万5,000円の減額、同じく2項後期高齢者支援金等分で320万3,000円の減額などでございます。

続いて議案第12号は、令和元年度吉富町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算から、それぞれ162万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,329万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款返還金及び返納金1項返還金で270万円の増額、3款繰入金1項基金繰入金で955万7,000円の減額、5款1項繰越金で前年度繰越金524万9,000円の増額などでございます。

歳出の主なものは、2款1項教育振興費で奨学貸付金1,450万7,000円の減額、基金積立金1,288万2,000円の増額などでございます。

議案第13号は、令和元年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入から23万5,000円を減額し、総額を1億5,917万5,000円とし、収益的支出に1,054万円を追加をし、総額を億6,995万円するものでございます。

議案第14号は、令和元年度吉富町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的支出から131万8,000円を減額し、総額を2億6,243万4,000円とし、資本的収入に147万1,000円を追加をし、総額を3億3,006万8,000円するものでございます。

議案第15号は、令和2年度吉富町一般会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出予算それぞれ35億8,500万円とするものであります。骨格予算でありました前年度当初予算との比較では、金額で5億3,200万円の増額、率にして17.4%増の予算でございます。

歳入の増減で主なものといたしまして、1款町税で4,999万1,000円の増額で、7億3,854万6,000円、13款国庫支出金は1億1,417万3,000円の増額で5億1,619万2,000円、17款繰入金は7,870万9,000円の増額で3億6,861万

1,000円、20款町債は2億8,250万円の増額で4億5,310万円でございます。

歳出の増減で主なものといたしまして、2款総務費は2億2,256万6,000円の増額で7億992万1,000円、主な事業は防災無線費で1億7,311万7,000円の増額、まち・ひと・しごと創生事業費で1,437万5,000円の増額、3款民生費は1億4,459万5,000円の増額で12億4,324万3,000円、主な事業は社会福祉総務費で5,997万9,000円の増額、老人福祉費で1,361万4,000円の増額、児童福祉総務費で2,363万2,000円の増額、幼保一体化施設こどもの森費で3,335万6,000円の増額、6款農林水産業費は7,552万2,000円の減額で1億4,988万9,000円、主な事業は農地費で1,602万2,000円の増額、農業基盤整備事業費で1,650万円の増額、漁港管理費で1億183万9,000円の減額、8款土木費は2億2,347万2,000円の増額で4億9,868万7,000円です。主な事業は道路新設改良費で8,711万2,000円の増額、住宅建設費で1億3,808万円の増額などがございます。

議案第16号は、令和2年度吉富町国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出予算それぞれ7億9,545万3,000円とするものであります。前年度の比較では、金額で2,202万3,000円の増額、率にして2.8%増の予算でございます。

議案第17号は、令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出予算それぞれ1億1,267万2,000円とするものであります。前年度との比較では、金額で235万3,000円の増額、率にして2.1%増の予算であります。

議案第18号は、令和2年度吉富町奨学金特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出予算それぞれ2,493万2,000円とするものであります。前年度との比較では、金額で1万2,000円の増額、率にして0.05%増の予算であります。

議案第19号は、令和2年度吉富町水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、収入を1億4,831万5,000円、支出を1億3,645万5,000円とし、資本的収入及び支出では、収入を8,340万円、支出を1億2,451万8,000円とするものでございます。

議案第20号は、令和2年度吉富町下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、収入を2億9,087万9,000円、支出を2億7,304万9,000円とし、資本的収入及び支出では、収入を2億9,720万8,000円、支出を3億9,967万2,000円とするものでございます。

以上、提出議案については、いずれも行政を運営していく上で大変重要なものでございます。どうか慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第9、議案第10号令和元年度一般会計補正予算（第8号）議題といたします。

執行部からの順次説明を求めます。

補正予算書1ページ。

7ページ、第2表。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 7ページ、第2表繰越明許費補正について御説明いたします。

まず、6款農林水産業費1項農業費、事業名、農業・農村整備事業、各ため池耐震診断2,000万円でございます。

これにつきましては、令和元年7月1日に農業ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、全国的にため池の調査が行われることとなり、本町内のため池4カ所についても、下流域に民家等があり、災害等によりため池が決壊した場合には、人命に多大なる損害が生じるおそれがあることから、ため池の耐震性を調査し、地域の安全・安心の確保を図るため、令和2年1月30日に成立した国の補正予算により、本町に2,000万円の内示があり、3月議会に補正予算として計上しておりますが、議決後の事業着手では年度内の完了は困難でありますので、明許繰越を行うものでございます。

なお、今回の繰越明許費2,000万円と、令和2年度当初予算にて計上しています1,600万円を合わせた3,600万円で、ため池耐震診断の業務委託の一括発注を予定しております。

次に、6款農林水産業費2項水産業費、事業名、水産物供給基盤機能保全事業の繰越明許費でございます。

本事業は、吉富漁港の水域施設である単独航路並びに泊地が梅雨前線豪雨等により土砂が流入し、埋没していることから、漁船の安全航行を確保するため浚渫工事を実施していましたが、小祝漁協からノリ養殖の時期と重なることから工事の中断の申し出があり、令和元年10月から現在まで浚渫工事を中断しておりますが、令和2年2月25日に小祝漁協と工事再開についての協議を行った結果、単独航路及び泊地の一部浚渫や標識等の復旧工事を3月20日から再開で内諾をいただきましたが、年度内の完了は困難でありますので、明許繰越を行うものでございます。

次に、7款商工費2項商工費、事業名、プレミアム付き商品券事業の繰越明許費でございます。

本事業は、令和元年10月1日の消費税等の引き上げに伴い、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付き商品券事業を実施しておりますが、業務委託業者である凸版印刷に、事業者から回収された使用済み商品券をもとに作成された請求データにより、各事業者への支払いを、処理を行っているところでございますが、商品券の使用期間が令和2年3月31日までであることから、

事業者から委託業者である凸版印刷への使用済み商品券の返送に約2カ月程度の期間を要する事業所もあり、年度内の総事業費の確定並びに事業完了が困難であることから、明許繰越を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 同じく繰越明許費補正について説明をいたします。

10款教育費2項小学校費、事業名、吉富小学校校内LAN整備事業、金額2,311万円でございます。

この事業は、国が進めるGIGAスクール構想における事業で、児童1人1台パソコン端末の整備を前提とした高速大容量通信ネットワーク整備を行うものであります。

国は、令和元年度補正予算におきまして、全国公立学校分の1人1台パソコン端末整備を前提としたこの校内ネットワーク整備事業に係る所要額を確保したところでございます。

今回、吉富小学校におきましても、この国の補正予算である公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用しまして、ネットワーク整備としまして、校内LAN整備を行うものでございます。

工期が3カ月程度必要となりますので、予算議決後の着手では年度内の完了が難しいことから、その全額を令和2年度に繰り越して事業を実施するため、繰越明許費補正を行うものでございます。

補助率につきましては2分の1で、残りは学校教育施設整備事業債が100%充当可能となっており、当該起債につきましては、後年度以降の元利償還金の60%が交付税措置されるものというものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 8ページ、第3表債務負担行為補正。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 債務負担行為補正でございます。

追加としまして、事項、吉富町外1市中学校組合に対する負担金のうち、令和元年度同意債に係る元利償還金、期間、令和元年度から令和11年度まで、限度額、2,561万9,000円の補正を行うものでございます。

当該債務負担行為は、吉富町外1市中学校組合が、令和元年度に実施しました吉富中学校外壁落下防止対策等工事に係る費用を起債したことに伴う元利償還金の吉富町負担分について計上するものでございます。

当該事業は、学校教育施設等整備事業債を活用し実施しており、令和元年度から令和11年度までの期間で償還いたします。

吉富町の負担分の限度額が2,561万9,000円となっておりますので、この金額につきまして債務負担行為を設定するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 次の変更について御説明いたします。

公用車賃貸借、変更前、期間、令和2年度から令和6年度まで、限度額514万8,000円、変更後、期間、令和2年度から令和6年度まで、限度額420万5,000円であります。

町長公用車の賃貸借でございます。変更前は、月額9万円掛け消費税掛け52月で514万8,000円でしたが、変更後、入札によりまして、月額6万9,500円掛け消費税掛け55月で420万5,000円となりました。

月数が52月から55月に増加した理由は、当初は8月納車を見込んでおりましたが、11月納車になりましたので、全体の60月のリース期間のうち令和元年度のリース月数が減少し、令和2年度以降のリース月数が増加したためでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 続きまして、同じく債務負担行為補正の変更であります。

住民基本台帳ネットワークシステム更新事業です。

変更前、平成32年度から平成36年度まで901万9,000円、変更後、令和2年度から令和6年度まで766万8,000円。

これにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステムが、令和元年9月に入札を行いました。その実績に伴いまして、保守管理委託料、それから使用料について額が確定いたしましたので、135万1,000円を減額するものであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 9ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。第4表地方債補正の1、追加です。

最初、学校教育施設等整備事業債、限度額1,100万でございます。これは、吉富小学校における校内LAN整備事業について、国庫補助金を除いた町負担分について起債をするものでございます。元利償還金の60%が、交付税措置されるものでございます。

2、変更です。最初、まず公営住宅建設事業債でございます。補正前の限度額1,110万円が、補正後限度額650万円となるものでございます。よって、460万円の減額補正となるものでございます。これは、町営幸子団地改修の事業費が確定したことによる減額の補正でございます。

次、公共事業等債、変更前の限度額1億10万円でございます。変更後が9,290万円、よって、720万円の減額補正でございます。未実施となりました狭あい道路整備分を減額するものでございます。

次、緊急防災・減災事業債、補正前の限度額600万、補正後の限度額2,200万、よって、1,600万円の増額補正でございます。これは、元年度の6月補正で計上しました土屋公民館への避難道路の新設工事が起債の対象となったため、増額をするものでございます。

次、一般圃場施設整備等事業債で、補正前の限度額1,400万、補正後の限度額1,640万、よって、240万円の増額補正でございます。これは、農業水利施設保全対策事業に関して、その下にあります一般単独事業債と合せて起債をしておりましたが、国とのヒアリングの結果、240万円ここが増額となったところでございます。

その下、一般単独事業債ですが、先ほど言いましたように、国とのヒアリングの結果でございますが、こちらは補正前の限度額1,860万、補正後の限度額が1,670万ということで、190万円の減額補正でございますが、上の分が240万円の増額補正、こちらはその分190万円のヒアリングの結果、減額の補正となったところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 事項別明細書、歳入12ページから。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 9款1項1目1節普通交付税で1億1,249万5,000円の増額補正でございます。これは、普通交付税の額が確定したため、残り分を全て予算計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 13ページ。

14ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 14ページです。2項の国庫補助金の3目土木費補助金のところでございます。1節の社会資本整備総合交付金の一番最初のところ、社会資本整備総合交付金（定住化促進分）でございます。22万8,000円の増額補正をしております。これは、定住化奨励金の事業の事業費が確定したことによる増額の補正をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく土木費補助金社会資本整備交付金の2番目、3番目、町営住宅分と家賃低廉化事業分についてでございます。町営住宅分、家賃低廉化事業分につきましても、額の確定、今年度入札と、あと家賃低廉化については額が確定いたしましたので、住宅分につきまして373万2,000円の増、家賃低廉化分につきましては78万8,000円の減額

となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 濟いません、2項2目の衛生費補助金、循環型社会形成推進交付金 146万3,000円の減額であります。これにつきましては、合併浄化槽の国庫補助金、3分の1であります、当初予算15基分組んでおりましたが、実績といたしまして5基分の申請しかありませんでしたので、その実績に伴う減額であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 2項国庫補助金4目1節の教育費補助金です。文化財保護費補助金 145万円の減額です。これは、八幡古表神社の神舞殿の改修事業に係る補助金で、実施主体は八幡古表神社となっておりますが、当初は町を通じてこの補助金が国から交付されることとなっておりますが、今回、直接事業の実施主体である八幡古表神社に交付されることとなりましたので、予算の全額145万円を減額するものでございます。

同じく、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,100万円、その下、同じく事務費11万円でございます。先ほどの吉富小学校校内LAN整備事業に係る国庫補助金で、補助率が2分の1、事務費につきましては、この国庫補助金の1%が交付されることとなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2項国庫補助金の3目土木費補助金の社会資本整備総合交付金の狭あい道路整備分107万5,000円の減額でございますが、これにつきましては、土地所有者がお亡くなりになり、相続手続等に時間を要した結果、工事着手ができず、減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 15ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 2項県補助金2目民生費補助金の2節児童福祉費補助金の一番最後のところでございます。福岡県結婚新生活支援事業費補助金でございますが、17万4,000円の減額補正をするものでございます。これにつきましては、事業の見通しにより、当初6件分と予定しておったものが、4件分の見通しとなるところから、減額の補正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 16ページ。住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 3目衛生費補助金118万、浄化槽設置整備事業費補助金118万7,000円の減額であります。これにつきましても、国庫補助金のところで説明いたしましたが、当初予算15基分のところが、今回、県対象分といたしましては6基の対象しかございませんでした。それに伴う減額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 7目教育費補助金1節社会教育補助金、文化財保護費補助金30万円の減額でございます。これにつきましては、先ほどの国庫補助金と同様の理由によりまして、八幡古表神社の神舞殿の改修に係る補助金で、直接事業主体である古表神社のほうに交付されることとなりましたので、全額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 17ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 16款1項2目1節のふるさと吉富まちづくり応援寄附金でございます。264万1,000円の増額補正でございます。令和2年の1月末までの確定額が264万2,000円ございましたので、1,000円が当初で組まれておりましたので、その差額分を計上したものでございます。3名で7件分ございました。

次、17款1項1目1節の財政調整基金繰入金でございます。9,231万8,000円の減額の補正でございます。要は、この額を取り崩す必要がなくなったということでございます。

これにより、予算上の取崩額は1億3,514万円となります。よって、元年度におきましては、1億4,000万円の決算積み立てをいたしましたので、差し引き約500万円ほど基金がふえたこととなります。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 18ページ。

19ページ。

続いて歳出、20ページ。

21ページ。

○総務課長（守口 英伸君） 一番上の19節負担金補助及び交付金の一番上です。職員研修負担金98万9,000円の減額でございます。これは、海外研修の研修負担金98万2,000円を計上しておりましたが、実施いたしませんでしたので、全額減額補正するものでございます。

続きまして、その下、5款5目財政管理費の13節庁舎改修実施計画管理業務委託料でございます。これは、第1会議室を本議場の実施設計管理業務でございますが、入札による執行残でござい



ざいます。

その下の備品購入費12万8,000円でございます。これは、現在の総務課に長机1台、キャビネット2台、女子休憩室に4人用ロッカー1台を購入するものでございます。

続きまして、11目の防災無線費13節委託料で、防災行政無線保守点検委託料が65万4,000円減額いたしております。この委託料は、親局と屋外子局21局の保守料でございます。このうちアナログのままであった屋外子局の9局をデジタル局へ更新工事を行い、8月9日に完成いたしました。当初、1年分の保守料を計上しておりましたが、更新した9局については、8月以降の保守料は保証期間となりましたので、その分を減額するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 6目企画費の15節工事請負費で、道路案内板等設置工事19万円の減額補正でございます。道路愛称の決定が今年度はされなかったため、案内板は未設置となり、その未執行分を減額するものでございます。

それから、13目情報化推進費で、ウェブサーバー利用料93万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、役務費のほうの予算にこの利用料が含まれていたため、ここでの額は全額を削除するものでございます。

それから、一番下、15目まち・ひと・しごと創生事業費の新婚家庭新生活応援補助金で224万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、主に今年度、新規分の件数が当初予算で見込んだ予定を大幅にといいことは無いんですが、下回ったため、約48件の予定が42件になりました。下回ったため、その不用額が生じ、それを補正で減額するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 同じくまち・ひと・しごと創生事業の負担金補助及び交付金の創業促進事業助成金200万円の減額でございます。これにつきましても、今年度申請がございませんので、200万円を減額するものでございます。

○議長（是石 利彦君） 22ページ。

23ページ。

24ページ。

25ページ。

26ページ。

27ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6款農林水産業費1項農業費5目農地費の1,279万5,000円の補正でございます。内訳につきましては、ハザードマップ作成業務委託料として702万5,000円の減額でございます。これにつきましては、入札による執行残でございます。

次に、ため池耐震診断の業務委託料2,000万円、これにつきましては、先ほどの繰越明許費で説明させていただきましたように、今年度、国の補正予算により2,000万円が内示があり、これを予算計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 済いません、7目浄化槽設置整備事業費356万2,000円の減額であります。これにつきましては、歳入のところでも説明をさせていただきましたが、浄化槽に係る事業費の補助金、当初15基で計上いたしておりましたが、6基の申請しかありませんでしたので、その分に伴う減額補正であります。

次、9目地球温暖化対策費153万5,000円の減額補正であります。これにつきましては、太陽光発電それから太陽熱設備の補助金であります。当初予算では太陽光発電15基、太陽熱設備につきましては2基で予算計上をいたしておりましたが、実績といたしまして太陽光発電8基150万5,000円の実績となりましたので、その執行残に伴う減額であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 28ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6款農林水産業費2項水産業費の2目漁港管理費でございます。13節委託料710万6,000円の減額でございます。内訳につきましては、吉富漁港100地内の土質溶出試験17万6,000円の減額、同じく泊地の磁気探査業務委託料として693万円の減額でございます。これにつきましては、入札による執行残でございます。

続きまして15節工事請負費710万6,000円、これは、漁港施設工事費として710万6,000円を計上するものでございます。これは、委託料で執行残となったものの710万6,000円を工事費に充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 7款商工費2項商工費2目商工業振興費の19節負担金補助及び交付金2,500万円の減額でございます。これは、プレミアム付き商品券事業を実施しておりますが、対象者約1,700名に対して3割程度の方が申請をし、商品券を購入されておりますが、既にもう販売を終わっております。その関係で、負担金補助に2,500万円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 28ページほかにありますか——29ページ。

30ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 5項住宅費1節住宅管理費の15節工事請負費です。町営団地内改修工事費、これにつきましては、別府団地の駐輪場ラックの工事の入札の減となっております。当初からつけているべきものがないため、風による自転車の倒れとか破損とかということがございましたので、本年度補正予算で計上させていただきましたが、その分の入札執行残により15万9,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 31ページ、ほかにありますか、31ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 10款2項小学校費1目学校管理費で、9節旅費3万2,000円、11節需用費で7万8,000円、15節工事請負費で2,300万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、繰越明許費補正あるいは歳入で御説明しました吉富小学校校内LAN整備事業に係る事業費でございます。

同じく3項の中学校費1目学校管理費の19節負担金補助及び交付金で、中学校組合負担金1,578万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、中学校組合の負担金が、令和元年度分が確定しましたので、それに伴っての減額となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 31ページありませんか。

32ページ。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 32ページ、3目文化財保護費8節の報償費、文化財指導員謝金4万6,000円、9節旅費14万8,000円、11節需用費6,000円、19節負担金補助及び交付金で、八幡古表神社文化財保護整備費助成金165万7,000円、全て減額でございます。こちらにつきましても、歳入で御説明しました八幡古表神社神舞殿の改修に係る補助金の国、県分が直接事業主の古表神社に交付されることとなりましたので、その分を減額するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 33ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 11款公債費1項2目利子23節償還金利子及び割引料で、町債利子償還金の68万円の減額補正でございます。これは、新規借り入れ分の利息を当初多目に見込んでいたため、その確定額に合わせて減額をするものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか——34ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

35ページ、地方債の現在高に関する調書。

36ページ、給与費明細書。

37ページ、38ページまで。

説明漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上で、議案第10号の執行部からの説明を終わります。

ここで、再開は11時5分です。暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に、再開いたします。

日程14、議案第15号令和2年度一般会計予算を議題といたします。

執行部から順次説明を求めます。

予算書1ページ。

9ページ、第2表繰越明許費、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 第2表繰越明許費でございます。2款総務費1項総務管理費、防災行政無線デジタル化更新工事1億7,326万3,000円です。令和4年11月でアナログ電波が終了するため、デジタル電波に更新する必要があります。屋外子局21局は、令和元年度までに全てデジタル子局に更新いたしました。この工事は、各家庭に設置している戸別受信機をデジタル機器に更新するものでございます。2,500台の更新工事でございます。令和2年度の1年間で全ての家庭の戸別受信機を更新することは難しいと考えておりますので、令和3年度への明許繰越をお願いするものでございます。

なお、この財源には、緊急防災・減災事業債を活用いたします。充当率10分の10で、地方交付税措置が70%ございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 10ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 第3表債務負担行為でございます。一番上の総合行政電算システム事業、令和2年度から令和8年度まで3億3,600万円でございます。

○議長（是石 利彦君） 2億。

○総務課長（守口 英伸君） 失礼しました。2億3,600万円でございます。

総合行政電算システム整備事業は、住民基本台帳や税などの業務系システムと、庁内LANやインターネットなどの情報系システムを同時に次期システムに総合的に整備しようとするものでございます。

もちろん業務系システムと情報系システムは、当然分離をいたしますが、一部業務系の電算処理を情報系システムで行うものもございますので、同時に総合的に行うものでございます。

令和3年7月に両システムのリース期間が満了いたします。令和3年8月から次期システムに更新したいと考えております。円滑な更新を図るため、令和2年度中に業者を選定し、契約を締結したいので、令和2年度から令和8年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

その下の行政事務電算システム整備事業（再リース分）令和3年度35万5,000円です。

現在、業務系システムのリース期間は、令和2年、ことしの3月までとなっております。情報系システムと同時に次期システムに更新するため、令和3年7月までの再リースをしたいので、債務負担行為をお願いするものでございます。

その下、吉富町巡回バス運行事業費、令和3年度から令和5年度まで1,214万1,000円でございます。

令和2年9月で現契約、3年間の契約なんですが、これが満了いたします。新たに令和2年度中に3年間の契約を入札により決定したいので、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 同じく債務負担行為であります。戸籍総合システム更新事業、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額3,581万2,000円であります。戸籍総合システムにつきましては、戸籍事務の円滑な業務を行うため、平成27年12月から5年間のリースで導入してございました現行のシステムが、令和2年11月で満了となります。そのため、機器の更新を行う必要があるため、今回、債務負担行為を計上させていただいております。令和2年12月から令和3年3月までの予算につきましては現年度予算で計上を行い、令和3年度から令和7年11月までの機器使用料2,244万4,000円と、保守管理委託料1,336万8,000円、計3,581万2,000円の債務負担行為を計上するものであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 11ページ、第4表地方債。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 御説明いたします。第4表地方債です。

まず、臨時財政対策債、限度額7,500万円でございます。これは、地方の財源不足を補うものとして毎年発行される起債でございます。元利償還金の100%が、交付税措置されるものでございます。

その下、公共事業等債7,690万円でございます。国庫補助事業の財源として、国庫補助金を除いた町負担分の90%に充当可能で、この町負担分のうち、その40%は財源対策債として元利償還金の50%が交付税措置されるものでございます。

事業内容としては、佐井川橋の補修工事で3,290万、狭あい道路支援事業で540万、吉富漁港泊地整備事業で3,860万円、この3つの事業の合計の金額となるものでございます。

その下、公営住宅建設事業債9,850万円でございます。幸子団地改修工事の財源として、国庫補助金を除いた町負担分を起債するものでございます。家賃収入が、元利償還金の財源として充当されるという考え方からして、交付税措置はございません。

その下、緊急防災・減災事業債1億7,320万円でございます。防災行政無線デジタル化更新工事の財源として起債するものでございます。事業費のほぼ全額を起債するもの、できるものでございます。元利償還金の70%が、交付税措置されるものでございます。

その下、社会福祉施設整備事業債1,110万円でございます。吉富こどもの森の空調及び内部改修事業費2,789万円のうち、1,110万円を起債するものでございます。

その下にあります施設整備事業債の対象にならなかった額の80%に充当可能でございます。これにつきましては、同じくやはり交付税の措置はないものとなっておりますのでございます。

それからその下、施設整備事業（一般財源化分）債でございます。1,390万円です。先ほど言いましたこどもの森の空調及び内部改修事業費です。2,789万円のうち、事業費の2分の1である1,390万円を起債するものでございます。こちらにつきましては、元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

最後、一般圃場施設整備等事業債、限度額450万円でございます。これは、地方創生交付金事業のハード事業分の財源として、事業費1,000万円のうち45%に充当可能な起債でございます。こちらにつきましては、元利償還金の30%が交付税措置されるものでございます。

そして、合計として限度額が4億5,310万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 事項別明細書、歳入、15ページ。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 15ページ、税の総額について説明します。

令和2年度当初予算では、税の総収入を7億3,979万8,000円と見込み、うち7億3,854万6,000円を予算計上し、留保財源が125万2,000円となっております。

続きまして、1款3項軽自動車税の目の変更について説明します。

昨年度当初予算では、1目は軽自動車税でありましたが、昨年10月1日から軽自動車の取得に対して課税する環境性能割が施行されたことにより、軽自動車と称して軽自動車の所有に対して課税していたものを種別割に名称変更を行いました。つまり、昨年10月1日から軽自動車税

は、環境性能割と種別割の2つの税の総称となりました。

このため、今年度当初予算から1目を環境性能割、2目を種別割とし、目の区分において軽自動車税という名称は廃止します。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 16ページ。

17ページ。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税で、53万円でございます。これは、令和2年度に25万円の譲与税がございましたが、令和2年度は53万円、この目的は、森林の間伐であるとか人材育成、また、木材利用の促進や普及活動等の森林整備を促進するためでございます。

なお、制度の適用は令和6年度から個人住民税に上乘せし、1人当たり1,000円を徴収するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 18ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 9款1項1目地方交付税の、まず、1節普通交付税でございます。普通交付税9億6,000万円で、これは、昨年度と同額を計上しております。

地財伸び率等から、今年度、令和2年度、約11億円と算出されるところでございますが、留保財源として補正予算の財源を確保するため、昨年と同様の9億6,000万円を計上しておるものでございます。

その下、2節特別交付税で、6,000万円でございます。これも、昨年と同額でございます。例年の実績及び地財伸び率等から、約9,200万円程度ではないかと算出されるわけではございますが、昨年と同様の6,000万円ということで予算計上をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 18ページ、税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 戻りますけど、7款1項1目環境性能割交付金について説明します。

昨年度当初予算では、7款1項1目は自動車取得税交付金でしたが、昨年9月30日で廃止となりましたので、昨年度補正予算（第4号）で計上しました21款1項1目環境性能割交付金を7款1項1目にします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 19ページありますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 19ページ、11款1項1目1節児童福祉費負担金でございます。今年度、2,768万3,000円となっておりますが、2019年、令和元年10月からの

保育料無償化によりまして、2,243万5,000円の昨年と比べまして減となっております。

ただし、この減額分につきましては、後ほど出てまいります、国・県支出金の欄で増となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 19ページ、ほかにありませんね。

20ページ、教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 20ページ、12款使用料及び手数料2目の教育費使用料で、令和元年度は、1節で幼稚園使用料を計上しておりましたが、10月からの幼児教育無償化となっておりますので、令和2年度の予算計上はございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 12款使用料及び手数料で、1目土木使用料のうち、駐車場使用料のうち、吉富駅前駐車場の使用料900万円を計上しております。これは、さきの臨時議会において使用料の改正を議決いただきまして、1カ月当たり75万円の12カ月で900万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 21ページ、教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 21ページの2項手数料で、教育費手数料が廃目となっております。こちらにつきましては、幼稚園使用料の直接手数料を令和元年度までは計上しておりましたが、幼稚園使用料の予算計上はございませんので、廃目となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 13款国庫支出金1項国庫支負担金1目民生費負担金1節児童福祉費負担金でございます。これは、先ほど申し上げました手数料のところ、負担金の民生費負担金が減った分、この分が、国庫が教育・保育費給付費負担金として増額となっております。

その下の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、新規事業となっております、この分につきましても、令和元年10月からの保育無償化により、病児保育、認可外保育や一時預かりに関する無償化についての補助金の新規事業というふうになってございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 22ページ、住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 2項国庫補助金2目衛生費補助金1節循環型社会形成推進交付金124万3,000円であります。これにつきましては、対前年比63万5,000円の減となっ



ておりますが、これにつきましては、合併浄化槽の設置整備に対する交付金で、補助率3分の1であります。令和2年度より、新たな5年計画がスタートいたしました。令和元年度までの計画につきましては、15基で計画しておりましたが、新たな5カ年計画、令和2年度からの計画につきましては、10基と基数の減によるものであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく2項1目4節保育所等施設等整備交付金でございます。

この分につきましては、新規事業となっております。保育所等の施設整備交付金として、保育園のブロック塀の改修に伴う補助金、今回につきましてはわかば乳児保育所が該当となっておりますが、その分のブロック塀改修に伴う助成金となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 23ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 3目土木費補助金の1節社会資本整備総合交付金の一番最初のところです。（定住化促進分）として133万3,000円を予算計上しております。定住化促進奨励金の事業は、ここで取り組んでおまして、補助対象事業費の45%が補助金となります。令和2年度につきましては、42人を対象にしておまして、その対象の金額が296万4,000円を対象としておるところでございます。

それから、5目総務費補助金の2節地方創生推進交付金で、1,670万円でございます。女子集客のまち推進事業は、この交付金を受けて実施しておるものでございます。内容としては、産業建設課のほうでやっておりますチャレンジショップの運営業務委託料、それから交流マルシェ企画運営委託料、それと創業支援スクール企画運営の委託料、それと企画財政課でやっております女子集客のまちづくり空き家活用店舗事業推進補助金、それから女子集客のまちづくり活性化促進事業の推進助成金ということで、この合計金額が3,340万となりまして、その補助率2分の1ということで1,670万が計上されておるものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 上に行きまして、社会資本整備総合交付金の一番下にございますハザードマップ作成事業でございます。平成25年度に作成したハザードマップを更新し、新たに作成するものでございます。作成費715万円の2分の1補助でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく社会資本整備総合交付金の上から2番目、町営住宅分で

ございます。この分につきましては、町営幸子団地の住戸改善事業に対する補助金で、補助率につきましては、最大で100分の45%となっております。

その下の家賃低廉化事業分につきましては、補助率は2分の1となっており、これの分につきまして、山王団地、別府団地、合計の2,413万7,000円の補助となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 同じく社会資本整備総合交付金、上から4番目の狭あい道路整備分として600万円、これは令和元年度に実施を予定しておりましたが、先ほど御説明しましたように、地権者がお亡くなりになって、その後、相続が確定し、その手続をしているところがございますので、その路線でございまして、対象事業費としては1,200万円、補助率は51%でございます。

次に、同じく社会資本整備総合交付金の道路整備分4,786万9,000円、これは佐井川橋の補修工事でございます。対象事業費が8,450万円、補助率が0.5665でございます。

次に、その下にブロック塀分、14万7,000円、これは、危険ブロックを撤去するに当たり、国庫補助でございまして、対象事業費が32万7,000円に対して45%の補助でございます。

続きまして、6目農林水産業費補助金として、まず1節の水産基盤整備事業費補助金4,290万円、これにつきましては、吉富漁港泊地の浚渫でございます。補助率は50%でございます。

次に、農業費補助金1,600万円、これにつきましては、ため池の耐震診断の国庫補助でございます。これは、全額国費でございます。

次に、商工費補助金のマイナポイント事業費補助金25万7,000円でございます。これにつきましては、消費税増税に伴い、マイナンバーカードにスマート決済などを連動させ、これにポイントを付与するものでございます。これにつきましては、御自宅のパソコンであるとか、それからスマートホンではできるのですが、そういった環境にない方もいらっしゃいますので、そういう方のための設備を整備するために、全額国費で25万7,000円の補助金でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ちょっと課長、お聞きします。先ほど佐井川の補助率のことを言われたと思うんですが、0.5665と言われたと思うんですね。ほかはパーセントでいうんですが、これは何ですか。課長、どうぞ、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） これは、道路整備分につきましては、それぞれの市町の財政状況によって割り増しがございまして、本町の場合は先ほど申し上げましたような0.5665の率の国庫補助があるということでございます。

○議長（是石 利彦君） 0.5665倍ちゅうことですか。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 対象事業費に対して0.5665を掛けたものが国庫補助金となり、4,786万9,000円が国庫補助と。

○議長（是石 利彦君） だから、56.65%ちゅうことですか。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 濟いません、パーセントに直せばそういうことです。

○議長（是石 利彦君） そういうことですね。ほかのパーセントで言って、これだけそう言ってなかったの、ちょっと確認しました。

以上です。

では、ほかに23ページ、よろしいですか。

24ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 14款1項1目1節児童福祉費負担金、これ、先ほど説明いたしました民生費負担金の減による増額、この分は県費分の4分の1ほどの増額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんね。

25ページ、住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 1項県負担金2目県事務移譲交付金のうち、旅券発給事務交付金16万円でございます。これにつきましては、令和2年7月から旅券発給事務の窓口が開設されるようになりますが、この旅券発給事務に伴う事務交付金であります。交付件数1件につき838円が県より交付となります。

なお、令和2年度の予算につきましては、これは年で計算されます。4月から12月までの件数の見込み120件、それと、令和2年度につきましては、初年度準備金で6万円が交付されるようになっております。それを合せたところの16万円を予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 25ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 1目総務費補助金の生活交通確保対策補助金44万3,000円でございます。これは、吉富町巡回バスに対する補助金で27万7,000円、築上東部乗合タクシーに対する補助金で16万6,000円、合計の44万3,000円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 2目民生費補助金の2節児童福祉費補助金の下から2番目、福岡県結婚新生活支援事業費補助金で135万円でございます。吉富町の新婚家庭新生活応援補助金につきましては、これが一つの財源となっているものでございます。国、県の要件としまして

は、所得に加え年齢などの制限があるわけでございます。補助対象額として270万円を想定しております。補助率は2分の1ということで135万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 2目民生費補助金の1節社会福祉費補助金の一番下の欄です。運動習慣定着促進事業費補助金、この分につきましては、昨年11月から実施しておりますケアランポリンの補助金となっております。この分につきましては、満額、定額の補助金ということで、今回、36万1,000円の予算を計上しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 26ページ、教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 26ページ、7目教育費補助金2節の学校教育費補助金で、福岡県教育委員会研究指定委嘱研究費補助金20万円でございます。こちらにつきましては、令和元年度は6月補正予算にて計上しました県費補助金の令和2年度分になります。令和元年度から3カ年間、福岡県教育委員会研究指定委嘱校に吉富小学校が指定を受けたことから、その研究経費として2年目の令和2年度は、定額の20万円が県から補助されるものでございますので、それに伴う予算計上でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 戻っていただきまして、3目衛生費補助金1節保健衛生費補助金の一番上、浄化槽設置設備事業費補助金124万3,000円であります。これは、国庫補助金のところでも説明をいたしましたが、令和2年度から新たな計画期間となり、これまでの設置基数15基から10基に減ったものに伴う予算の減額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 27ページ。

28ページ。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 17款繰入金1項1目基金繰入金1節財政調整基金繰入金で、1億9,860万円でございます。歳入の不足分として計上しているものでございます。令和元年度の当初と比べますと、8,730万ほど増額となっております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか——29ページ。

30ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 19款3項1目4節の給食費でございます。一番下の保育園児

分、今年度新規事業となっております。この分につきましては、3歳の無償化になりましたが、副食費、給食につきましては無償化の対象になっておりませんので、その分の保育園児分の給食費の新規分135万円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 31ページ。

続いて歳出です。

32ページ。

33ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 1目の一般管理費の報酬、一番上、会計年度任用職員報酬1,202万9,000円、これは8名分の報酬でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにありませんか——34ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 11節需用費の消耗品費536万2,000円でございます。昨年よりも226万3,000円増加しております。大きな理由は、職員の夏季のユニフォームとして、ポロシャツを導入したいと思っております。1人3枚で合計121万7,000円、そして、女子職員の事務服にパンツスーツを導入したいと思っております。1人1本です。予算が51万円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 35ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 35ページ、2目文書広報費の14節使用料及び賃借料で、広報誌作成デザイン用ソフトウェア使用料で10万6,000円、ユニバーサルデザイン書体ソフトウェア使用料で5万円と計上させていただいております。

これにつきましては、資料ナンバー2の最後のところに説明が書いておるところでございます。

まず、広報誌作成デザイン用のソフトウェアでございますが、これまで広報よしとみの掲載に当っては、印刷会社のほうでレイアウト、構成等を行ってございましたが、それらの作業工程を町のほうでも行えるようにしたいということで、そのためのソフトウェアの導入の費用でございます。

それともう一つが、ユニバーサルデザイン書体のということで、あらゆる年代に読みやすい書体を掲載するためのソフトの使用料として上げているものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 35ページの一番上の欄の下のほうです。自治会長委託料、年584万

円、その下、組長委託料、年308万円。地方公務員法の改正により、非常勤の特別職に該当しなくなった業務の委託をするものでございます。金額は、変更ございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 36ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 3目財政管理費の13節委託料で、公会計システム導入委託料143万円を計上しております。これは、国が提供する標準ソフトを有償でこれまで借りておりましたが、そのシステムを令和3年度末に廃止となる予定でございます。よって、早期に新規システムを導入したほうが効果的であると考えましての計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 37ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 一番上のPCB点検調査手数料6万6,000円でございます。庁舎電気照明保安器内のPCB、ポリ塩化ビフェニルの含有を調査するものでございます。PCBには毒性があり、これがあれば特別措置法により令和3年3月までに処分をする必要がございます。その調査をするものでございます。

続きまして、15節工事請負費の2番目、防犯カメラ設置工事費319万円でございます。公共施設以外の道路などの危険箇所に防犯カメラを設置するものでございます。10台分の予算を計上いたしております。

その下の18節備品購入費の下、公用車購入費200万円でございます。軽自動車の青パトを購入するものでございます。現在、週2回防犯組合の方が、10年前に購入した普通乗用車の青パトで町内を巡回していただいております。町内は、狭い道も多くございますので、軽自動車の青パトを購入するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 戻りまして15節工事請負費の最初です。町有地改良工事128万2,000円の計上をしております。これは、場所は別府の花壇、ホテル公園の西側でございますが、現在、町のほうで年4回の草刈りで管理をしているところでございますが、その花壇の一部を車の乗り入れ等ができるように構造物を設置いたしまして、残り部分については再び花壇として地元のほうに管理をお願いしたいと考えているものでございます。これにつきましては、別府地区からの要望事項となっておりますのでございます。

それから、6目の企画費の8節報償費定住化奨励金405万9,000円でございます。これは、自己が居住するため、新築ですね、建てかえまたは購入した家屋及び土地の固定資産税相当額を奨励金として、3年間交付するものでございます。令和2年度の対象者としては65人を見

込んでおりまして、その合計金額として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 38ページ。

39ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 上の欄の19節負担金補助及び交付金で、一番下の高齢者安全運転装置設置促進事業補助金60万円でございます。ブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が多く起こっております。このような事故を防止するため、急発進防止装置を設置した方に対して、その費用の一部を補助するものでございます。対象者は75歳以上、補助金は大体4万5,000円ぐらいかかるようございまして、4万5,000円の3分の2、3万円を上限として交付するというを予定しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 40ページ、企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 15目まち・ひと・しごと創生事業費の13節委託料の下から2番目、地方創生広告作成業務委託料150万円でございます。これは、新たな企画、発想のもとでPRパンフレットを作成したいということで、計上しているものでございます。

その下、19節負担金補助及び交付金で、合計金額としては3,582万円のうち、上から3番目の分を除いたところが企画財政課のほうで予算を組んでいるものでございます。

最初の空き家改修事業費補助金で200万円でございます。これにつきましては、空き家の改修の費用として、対象事業費の2分の1で上限50万円と設定しているものでございますが、その3件分、それから清掃、家財の処分等の費用として、こちらは補助率2分の1で上限10万円としているわけでございますが、その5件分、合せましての200万円を予算計上しておるものでございます。

次の空き家バンク利用促進の補助金でございますが、25万ということで、これにつきましては、仲介手数料の補助として上限1件5万円までございまして、5件分を予算計上したものでございます。

そして、1つ飛ばしまして、新婚家庭新生活の応援の補助金で1,057万円でございます。これにつきましては、総合計96件分ということで想定をしておるところでございます。

次に、女子集客のまちづくり空き家活用推進の補助金で1,300万でございます。これにつきましては、空き家をリノベーションし、出店希望者に貸し出しを行うといった組織、主にまちづくり会社を想定しているわけでございますが、そちらに対し事業にかかる費用を助成するものでございます。1物件のリノベーションを予定しておるところでございます。

最後、女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金で700万円でございます。これは、

女子集客のまちづくりに取り組み、発展・継続させていく組織、主にまちづくり会社、想定しているわけですが、に対し、経常的に発生する運営費用の一部を助成するものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 同じくまち・ひと・しごと創生事業費の13節委託料のうち、交流マルシェ企画運営業務委託、創造支援スクール企画運営業務委託、チャレンジショップ運営業務委託料、それぞれ770万円、スクールが290万円、チャレンジショップの運営業務が280万円、今年度も引き続き実施していただきたく、予算計上するものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金の上から3行目、創業促進事業費助成金として300万円。令和元年度までは600万円の予算を組んでおりましたが、要綱の内容を見直し、固定資産を対象とし最大50万円、また、申請に当っては、その時点で町内に居住する等の定めをし、最大6名を想定して300万円の予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 42ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 一番上の3番目、コミュニティバス豊前中津線運行委託料でございます。中津市との定住自立圏協定の取り組みの一つでございます。コミュニティバス豊前中津線の運行委託料でございます。4月1日から運行を開始します。町内に4カ所の停留所を設け、上下線合計で1日8便で運行をいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 43ページ。

44ページ、住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費でございます。13節委託料戸籍システム改修委託料231万円であります。これにつきましては、戸籍法の改正によりまして、戸籍及び戸籍の付票、それと住民基本台帳ネットワークシステムの連携を行うために、戸籍システムを改修する必要が生じてきました。これによりまして、社会保障などの手続で、住基ネットによる戸籍情報の活用ができるようになるように、それを目的といたしております。

なお、この改修費につきましては、全額国庫補助の対象となる予定であります。

続きまして、25節積立金であります。収入印紙等購買基金積立金です。4月1日からのパスポート窓口開設に伴いまして、旅券の交付につきましては、収入印紙及び福岡県の領収証紙による手数料の納付が必要となってきます。そのために、住民の利便性のため、また、印紙などの購



入及び売りさばきに関する事務を円滑かつ効果的に行うために50万円の基金を設置し、交付等について行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 45ページ。

46ページ。

47ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 47ページ、13節委託料でございます。上から3番目、地域福祉計画策定業務委託料でございます。これにつきましては、平成25年3月に設置、策定しました地域福祉計画の見直しを国のほうから、今年度見直しするよという指導がございますので、その分の新規事業というふうになっております。

その下の高齢者等買い物困難者支援事業委託料59万3,000円でございます。この分につきましては、昨年10月より吉富漁村センターで、今現在5地区、喜連島上下、高浜、小犬丸上下区に周知をしております買い物困難者の買い物支援をグリーンコープ等に委託した事業でございましたが、昨年思ったより売上げがよかったということで、今年度の委託料につきましては、若干の減額ということになってございます。

そして、一番下、運動習慣定着促進事業委託料につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げましたケアランポリンの委託料ということで、今年度は36万2,000円、定額を計上しております。

同じく19節、上から6番目、社会福祉協議会助成金でございます。今年度につきましては、2,566万1,000円で、昨年より908万6,000円の増額となっております。増額の理由といたしましては、正規職員1名増、臨時職員1名等が理由で、正規職員の理由といたしましては、日常生活自立支援事業の相談窓口、支援計画の作成、直接支援が令和2年3月より、県より基幹の社協から各市町村社協へ委託となっております。地域の方が安心して暮せるよう、福祉サービスの利用援助事業、これは認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分なため、日常生活を営むのに支障がある者に対しての福祉サービスの利用に関する相談・助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続、費用の支払いに関する便宜を提供すること等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものです。

それと、臨時職員につきましては、この専門員の補助である生活支援員として地域に出向いて、一人でも多くの方の御意見や要望を集約する業務をいたして、またその問題に、解決に向けた事業展開を図るために、今年度、臨時職員を1名お願いということで計上させてもらっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 48ページ。

49ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 49ページ、老人福祉、13節委託料でございます。高齢者福祉計画策定業務委託料406万8,000円でございますが、平成30年3月に策定した3年ごとに改定する第5期吉富町福祉計画の策定となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 50ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 19節負担金補助及び交付金でございます。この一番下、バス及びタクシー利用券補助金でございます。この分は新規事業といたしまして、70歳以上の免許証の返納者、自主返納、更新しない方も含むということで、今回、高齢者に対しまして、築上東部乗合タクシーと町内巡回バス、京築地区内のタクシー協会加入の利用券で、おのおの1万円の補助を予定しております。

それと同じく28節繰出金の一番下、後期高齢者医療特別会計円滑事業費繰出金、この事業につきましても、これは新規事業で、システム改修による費用負担となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 次のページ。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 次のページ。

○議長（是石 利彦君） いいですか。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 51ページ。

○議長（是石 利彦君） 続けてどうぞ。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 51ページ、13節委託料でございます。ジャンボタクシー送迎委託料で、これは去年も補正でやはり計上していただきましたが、認知症の方たちが老人福祉センター、ネットカフェの送迎用が、今まで職員で行っておりましたが、危険ということで、今年度より、昨年度の補正から専門業者に頼んでするものでございます。

それと一番下、認知症初期集中支援チーム事業委託料、新規事業でございます。これは、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制構築のため、24時間態勢で対応のできる豊前市の大川病院さんとの業務委託契約となります。

具体的な内容といたしましては、基本的な認知症に関する正しい情報の提供、初期集中支援に係る技術助言及び相談、かかりつけ医への助言や専門機関への受診・連携、その他認知症初期集中支援チームに必要な業務等の支援というふうになってございます。

それと、その下14節コピー機リース料ですが、これにつきましては、広域連合からリースで貸与されておりましたが、令和2年3月31日で契約が終了となります関係上、各市町で再リースの契約を行うこと等が必要となったためでございます。

その下、18節備品購入費、この備品購入費17万6,000円につきましては、これはパソコンの購入費用となっております。これも、広域連合から貸与されている請求電送用のパソコンのサポートが終了するためのパソコン購入となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか、52もういいね。

53ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 53ページ、3款1項8目老人福祉センター費でございます。

これにつきましては、令和2年4月から、老人福祉センターの管理が今まで教育委員会でしたが、今度保健福祉課のほうになりますので、その分につきまして、今回計上させてもらっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 54ページ。

55ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 55ページ、2目の児童福祉費20節扶助費でございます——の上から2番目、子育てための施設等利用給付費でございます。この分につきましては、認可外保育所つくしんぼ保育園等々に関する3歳児無償化に伴う補助金となっております。

その下、第3子等副食費補助金でございます。この分につきましても、無償化に伴う副食費の扶助費となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 56ページ。

57ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 57ページでの13節の委託料、空調設備更新及び内部改修工事管理業務委託料です。この分につきましては、こどもの森保育園の空調設備がもう老朽化して、もう部品等がございませんので、それを各部屋ごとの管理のできる空調にかえる分と、県のほうから監査で毎年受けております園児室の面積不足を今回その分を改修する工事で、今回289万円の予算をとっております。

その下の給食提供業務委託料でございますが、この分、保育園の空調等を改修する間につきましては、最大で4カ月間程度給食室が使用できませんので、その分給食につきましては、給食提供を外注、外の給食の業者に発注する件で、この分352万円です。この分につきましては、工事を行いながら進捗で早まるかもしれませんが、今現在、最長で4カ月程度、工事をやってみないことにはどういったふうな影響があるというのが、まだ判明しておりませんので、最大分の予算4カ月分ということで、予算の計上をさせてもらっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 58ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 15節工事費でございます。先ほど申し上げました園舎と空調設備及び園舎の保育園児室の面積増に伴う新規事業といたしまして2,500万円の計上をさせてもらっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 58ページ、ありませんか。

59ページ。

60ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 60ページ、19節の一番上です。小児救急センター休日・夜間診療等業務負担金、これにつきましては、定住自立圏参加に伴う小児救急の夜間診療分84万4,000円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 60ページ、いいですね。

61ページ。

62ページ、住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） 7目、浄化槽設置整備事業費であります。19節の浄化槽設置整備事業費補助金373万円ではありますが、対前年比109万6,000円となっております。これにつきましては、歳入のところでも説明をいたしましたが、設置基数が15基から10基に新たな計画年度に変更になったための減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 63ページ。

ここで暫時休憩をとらせていただきます。再開は13時5分。

午後0時05分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に、再開いたします。

64ページ。

65ページ。

66ページ。

67ページ、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 5目農地費の13委託料のうち、歳入でも説明しましたが、た

め池耐震診断の業務委託料として1,600万でございます。

箇所につきましては、資料ナンバーの1、資料ナンバーで申しますと、まず、23ページには補正予算で計上しているものと、24ページが当初予算で計上しておりますため池診断業務委託料として明示しております箇所、4カ所になります。

続きまして、6目の農業基盤整備事業費としまして、13節委託料で1,650万円を計上しております。

これにつきましては、資料ナンバーの一番最後の7ページを参照ください。一番最後のページ、資料ナンバーの最後のページになります。よろしいでしょうか。資料ナンバー3の最後のページで、7ページになります。よろしいでしょうか。

内訳としましては、地形図作成業務委託料として1,540万円、農地等集団化委託料としまして275万円、圃場整備調査設計業務委託料として1,221万でございます。現在、図面に……。

○議長（是石 利彦君） ちょっと声が小さいんで、マイクをもうちょっとこちらに向けるように。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 図面に標示しておりますように、基盤整備、圃場整備の参加者をピンク色、それから不参加を黄色としております。また、色がついていない分につきましては、意志標示、回答がされていないのがございます。

現在、参加者が全体のうち、56名のうち47名、不参加の意向が7名、先ほど言いましたように未回答が2名でございます。

いずれも単独、単費として計上しておりますが、圃場整備の調査設計業務委託料の1,221万につきましては、県のほうから、町長もかわり、予算については県も確保しておりますという旨の回答をいただいている次第でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 今の件ですが、確保、いや、町内の確保、確保ってどういう意味ですか。確保とは、県が確保してますよというのはどういうことですか。（発言する者あり）どうぞ。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） この1,221万円につきましては、現在、単独費用として予算計上しておりますが、県も神揚地区については注視しておりまして、県の補助金として、補助率が50%として県も予算の枠を確保しているということの旨を、連絡をいただいている次第でございます。

ですから、その場合は県営事業となりまして、50%が県費により、この事業は実施するということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 68ページ、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 3目漁港管理費の15節工事請負費でございます。8,680万円の予算計上をしております。今年度は、泊地の浚渫を予定しております。ちなみに、浚渫の面積としましては2万4,500平米、浚渫土量としては2万6,000立方メートルを予定しております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） はい。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 濟いませぬ、もう一点、2目の水産業振興費の19節負担金補助及び交付金のうち、一番下の水産資源育成事業報告として100万円計上しております。この内容につきましては、アサリネットにかかる経費に加え、5月の潮干狩り用としてアサリ貝の放流と合せて100万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 69ページ、産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 7款商工費1項商工費1目商工総務費のうち、13節委託料観光マップ、散策マップの作成業務委託料185万7,000円でございます。散策マップ、それから観光マップともに、作成してから数年経過し、内容に一部修正が必要なものがございます。また、町長がかわりまして、新たにそういった観光マップであるとか、散策マップをつくることを目的とし、予算計上させていただいております。

次に、14節使用料及び賃借料で25万8,000円、これは歳入で、マイナンバーカードを作成した場合に、マイキーIDというのを書き込み、それにポイントを付与されるということで、機器を、設備を設けるということで御説明しましたが、これは端末、パソコンと、それから、それに伴うネット環境のリース費用として全額国費で充当されますので、その予算計上でございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金のうち、定住自立圏広域観光振興協議会の負担金14万8,000円、これは、定住自立圏に加入することによって、広域的に観光を、パンフをつくるであるとか、また、北九州空港での空港マップ等に参加するための負担金でございます。

次に、大分県北部勤労者福祉センター運営事業負担金20万5,000円、これについては町内の事業所または従業員が、福利厚生をこれへ入ることによって受けることができるということで、その負担金でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 濟いませぬ、先ほど産業建設課長のほうが、観光マップ、散策マップの策定についての御説明の中で、ちょっと誤解を招くような点がございましたので、ちょっと

補足という形で説明させていただきたいと思います。

○議長（是石 利彦君） どうぞ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 町長が新しくなって、かわってということで作成するというような答弁がございましたけども、かわったからというわけではございませんで、やはり古くなったので、新しいものをお示ししたいと、古いものはもう削除したいというところから、今回作成するものでございます。特に町長がかわったからということではございません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 70ページ。

71ページ。

72ページ。

73ページ。

74ページ。

75ページ、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 75ページ、住宅費、5項住宅費1目住宅管理費の15節です。

工事請負費、町営団地内改修工事費でございます。この分につきましては、別府団地が昨年盗難等に遭っておりますので、防犯カメラを設置、4基を計画しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 76ページ。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 同じく2目住宅管理費の13節委託料です。町営幸子団地住戸改善等改修工事監理業務委託料でございます。この分につきましては、町営幸子団地を令和2年度に改修計画をしております。その分の監理委託業務となっております。

続きまして、15節工事請負費です。幸子団地の住戸改善工事といたしまして、全面改修が11戸、居つき改修、今現在おられる方につきましては居つきといたしまして、水回り、お風呂、トイレ、台所等の改修のみになりますが、これが13戸今のところ計画しておりますが、基本的にいえば、もう全面改修されたほうがよろしいかと思っておりますので、今後、居つき改修の方につきましても、全面改修ができた場合、新しい住宅を見ていただきまして、基本的には全面改修、居つきじゃなく全面改修をされる方向性で進めていきたいと思っておりますが、今現在の希望によりまして、全面改修1戸、居つきが13戸というふうになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 76ページありませんね。

77ページ。

78ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 災害対策費の12節役務費でございます。地震体験車展示手数料11万円、これにつきましては、防災避難訓練の際に展示をしたいというふうに思っております。

その下、13節委託料です。ハザードマップ作成業務委託料715万円、これにつきましては、歳入でも御説明いたしましたが、平成25年度に作成いたしましたハザードマップを更新し、新たに作成するものでございます。山国川、佐井川ともに新たな浸水想定が発表されましたので、これに対応したハザードマップを作成するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 79ページ、教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 議長、済いません、10款以降教育費になりますので、引き続き御説明をしていってもよろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） どうぞ。

○教務課長（瀬口 直美君） 79ページ、10款1項2目の事務局費1節報酬で、会計年度任用職員報酬は、指導主事の報酬でございます。

また、元年度1節報酬に計上しておりました子ども発達支援専門員は、業務を委託することとしまして、専門員に委託することとしまして、13節子ども発達相談業務委託料として計上をしているところでございます。

それに伴いまして、80ページの9節の旅費に、昨年度までありました子ども発達専門員の費用弁償の計上はございません。

続いて、80ページの2項小学校費になります。1節の報酬で、会計年度任用職員報酬1,187万2,000円でございます。元年度の学校司書の報酬として計上しておりました分に加えまして、元年度まで7節に計上しておりました学習支援員、学習支援補助員、学校事務員、給食調理員をこの会計年度任用職員報酬として計上をしております。

続いて、81ページの3節、一番下になります期末手当会計年度任用職員分としまして、先ほどの1節に計上しました会計年度任用職員への期末手当として89万円を計上しております。

82ページの13節委託料をお願いいたします。一番下の校舎周辺管理業務委託料72万3,000円です。こちらにつきましても、元年度は7節の賃金、用務員として計上しておりましたが、業務を委託することとしまして、13節に計上をしております。

15節の工事請負費で、330万円の計上でございます。1つ目は、資料ナンバー2の新規事業等の概要の1ページの防犯カメラ設置事業に記載しております小学校分の防犯カメラ設置工事費230万円でございます。児童の安全確保のため、学校敷地内に7カ所の防犯カメラの設置を計画しております。事業の実施は、7月から8月を計画しております。

2つ目が、同じく新規事業概要3ページに記載しております。小学校砂場改修事業に係る経費



で、工事費100万円でございます。老朽化により使用不能となっている小学校の運動場の砂場を改修するための工事費で、実施期間は7月から8月を予定しております。

次に、83ページをお願いいたします。

2目の教育振興費14節使用料及び賃借料で、新規事業概要の3ページ、校務支援システム導入事業に係る予算で、校務支援システムリース料68万4,000円の計上でございます。これは、現在先生方がおのおの手作業で行っております児童の成績処理等の庶務、健康診断等の保健系を統合しましたシステムを導入するための予算でございます。実施期間は、施工期間も含めまして10月から3月としており、5年間のリースとして導入予定でございます。令和2年度のリース料は、68万4,000円ということになっております。

84ページ、お願いいたします。

4項1目社会教育総務費の1節で、会計年度任用職員報酬163万3,000円です。これは、地域活動指導員分の報酬でございます。

同じく3節の職員手当の一番下、期末手当で、会計年度任用職員12万5,000円、こちらも地域活動指導員の期末手当として計上をしているものでございます。

85ページをお願いいたします。

13節の委託料で、敬老会関係出演料が100万円の計上で、元年度から80万円の増額となっております。こちらは、町長の高齢者福祉の充実の施策の一環としまして、年1回の敬老会時の講演会の充実を図ることによる増額でございます。

2目公民館費1節報酬の会計年度任用職員報酬268万6,000円は、図書支所、図書整理員の報酬でございます。

同じく3節に期末手当として、17万6,000円を計上しております。

86ページの3目文化財保護費でございます。新規事業の概要の3ページの文化財講演会事業に係る費用を新たに計上しております。これは、4年に1度の細男舞神相撲にあわせて、講演会を開催するというものです。平成29、30年度に国庫補助事業で実施しました乾衣祭の習俗調査の結果公表もあわせて行う予定にしております。吉富町にあります貴重な文化財の継承、文化意識の向上と、8月の放生会の本番に、観光客の誘致につなげたいとの思いで、開催時期も7月を予定し、新たに事業を行うものでございます。

予算としましては、8節報償費、講演会講師謝金で4万6,000円、9節旅費で22万円のうち18万7,000円、11節需用費の68万円のうち13万9,000円、12節役務費93万3,000円のうち7,000円の合計37万9,000円の事業費の計上でございます。

87ページをお願いいたします。

13節委託料で、フォーユー会館ホール舞台操作委託料22万4,000円です。小学校の用

務員等と同様で、賃金として元年度までは計上しておりましたものを業務委託することとしまして、13節に計上をしております。

15節の工事請負費200万円です。新規事業等の概要の4ページ、フォーユー会館改修事業2件の予算計上でございます。工事としましては、事務室等照明機器器具取りかえ工事と庭園整備工事で、まず、事務室等照明器具等取りかえ工事は、事務室等の照明をLEDに取りかえ、電気料の削減と事務の効率化を図るというものでございます。工期を5月から6月と予定し、工事費100万円でございます。

次に、庭園整備工事は、フォーユー会館周辺の樹木、特に体育館側の樹木を整備し、通路幅等を確保するとともに、県道に面した入り口に立っています案内板等の看板を移設し、県道へ出る際の見通しをよくするという安全対策も講じながらの施工を考えております。工期は7月から8月を予定しており、工事費は100万円でございます。

88ページ、5項1目保健体育総務費でございます。新規事業の概要の4ページで、駅伝大会事業に係る費用を新たに計上しております。これは、東京2020が開催されることを機に、本町においても体力の向上、スポーツ精神の高揚、町民、参加者の親睦を図ることを目的としまして、新たに駅伝大会を町主催としまして実施するものでございます。開催時期としましては、10月から3月の適切な時期を検討しながらということで、開催を予定しております。

予算としましては、11節需用費で34万4,000円のうち33万円、12節役務費6万4,000円のうち4万5,000円、13節委託料で29万4,000円、18節備品購入費で15万円の合計81万9,000円の事業費でございます。

89ページをお願いいたします。

2目の保健施設費で13節委託料の一番下でございます。総合グラウンド管理業務委託料で、425万6,000円の計上です。これにつきましても、先ほど来からの内容と同様で、元年度まで7節賃金で計上しておりましたが、管理業務を委託することとしまして、13節に計上したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） では、90ページ。

91ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

92ページ。

93ページ。

94ページ、地方債の現在高に関する調書。

95ページ、総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 95ページ、給与費明細書、1、特別職でございます。本年度と前

年度の比較で、その他の特別職が454人減少いたしております。

この理由でございますが、地方自治法の改正により、非常勤特別職に該当しなくなった職種の方がございます。まず、自治会長や隣組長、生産組合長や小組合長などで248人が該当しなくなりました。それとあと、会計年度任用職員に移行した方が9人あります。そのほか、去年は特別職、その他の特別職として存在していましたが、今年は存在しないという方で、選挙の立会人、昨年は町の選挙、県の選挙、参議院選挙と3つ選挙がありまして、そういった立会人が延べ188名おりました。この188名が、今年はおりません。その他が10人ということで、合計で454人のその他の特別職が減少をいたしております。

議長、そのまま、その次のページに行かせてもらっても。

○議長（是石 利彦君） 続けてください。

○総務課長（守口 英伸君） 2番目の一般職でございます。一般職の職員数も、本年度、前年度と比較しまして増加いたしております。

まず、職員数でございますが、前年度69人が75人となっております。これは、フルタイム勤務の職員でございます。6人増加した理由は、上水道会計から1人異動しました。それと、保育士のフルタイム会計年度職員が5名、計6名が増加いたしております。

その下の括弧書きなんですけど、括弧書きは短時間勤務の職員でございます。これは、外書きの数字でございます。2人から46人と44人増加いたしております。昨年の2人は、再任用短時間勤務職員でございます。増加した理由は、再任用短時間勤務職員があと2人増加いたします。それと、会計年度短時間勤務職員が42人となりますので、合計44人の増でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 97ページ、もういいですね。104ページまでない。

説明漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上で、議案第15号の執行部からの説明を終わります。

---

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて解散いたします。

午後1時30分散会

---